

第3次環境基本計画の策定について

三条市

第3次環境基本計画の策定について

1 計画の基本的事項

【策定の目的】

三条市の環境政策を総合的かつ計画的に推進していくための指針とすることを目的に策定するもの

【位置付け】

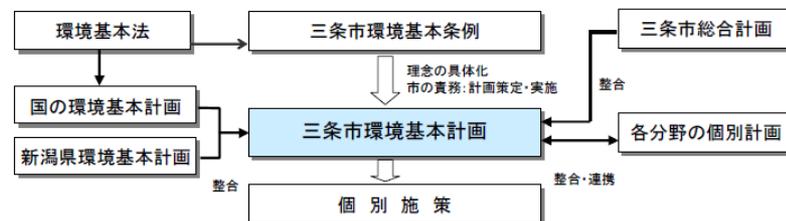
三条市環境基本条例第10条に規定する「地域環境総合計画」

【総合計画との関係】

三条市総合計画を環境の側面から推進する部門計画

【計画期間】

令和5年度から令和10年度までの6年間



2 環境基本計画策定に当たっての基本的な考え方

◆ 計画としての継続性

策定の目的、位置付けといった計画の基本的事項は現第2次計画を継承し、継続性を保つ。

◆ 変化への対応

現計画策定後に起こった社会や経済の情勢変化を踏まえ、将来を見据えた上で、今後市として対応すべき課題に取り組む。

3 環境基本計画と地球温暖化対策実行計画の改定

2022（令和4）年度：現行の環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間が終了

【環境基本計画】

環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画。（環境基本条例第10条により定める）

◆計画期間（第二次）：平成27年度～令和4年度

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

地球温暖化対策推進法に基づき、市域における温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする計画

◆計画期間：平成26年度～令和4年度

4 環境基本計画と地球温暖化対策実行計画の統合について

- 環境基本計画の一部に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を組み込む形で策定
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を環境基本計画と一体的に策定することで、環境基本計画の取組の柱として地球温暖化対策を位置づけた施策を展開し、実効性・効果を強化

環境基本計画策定スケジュール（案）

	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
環境審議会					● 第1回会議 (振り返り)	
事務局作業	第2次環境基本計画、地球温暖化対策実行計画【区域施策編】振り返り				骨子案作成	

	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
環境審議会	● 第2回会議 (骨子案提示)	● 第3回会議 (素案提示)			● 第4回会議 (パブコメ結果報告、 計画案決定)	
事務局作業	施策集約・素案作成		パブリックコメント			★ 策定